

船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009門第13号	
事故名	貨物船 YM SKY 引船新博運丸衝突	
発生年月日時刻	平成21年1月17日08時18分ごろ	
発生場所	博多港東防波堤灯台から真方位022° 2.3海里 (北緯33° 39. 4'、東経130° 24. 2' )	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月28日門司・地方事故調査官が、B船長及びB一等航海士作成の事故概要等資料を入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報 船種・船名・総トン数 IMO番号 船舶所有者等	A 貨物船 <small>ワイエム スカイ</small> YM SKY (パナマ共和国)17,153トン 9266102 LOS HALILLOS SHIPPING CO SA	
船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者	B 引船 新博運丸 196トン (Zペラ型タグボート) 140782 博多港運株式会社及びグリーン SHIPPING 株式会社	
乗組員に関する情報	A 船長 フィリピン国籍 A 水先人 B 船長 三級海技士(航海) B 一等航海士 四級海技士(航海)	
負傷者	A なし B なし	
損傷	A 右舷船尾外板に軽い擦過傷 B 左舷中央部操舵室付近外板に長さ1.1m幅0.2mの破口	
事故の経過	08時03分ごろ、B船は、博多アイランドシテイ岸壁に着棧するA船に乗船した水先人の指揮下、B一等航海士が操船を、B船長が水先人との無線交信を行い、A船の右舷船尾にタグラインを取ったのち、約3ノットの速力で着棧作業を開始した。08時13分ごろB船は、「右舷船尾を押し引きできる態勢で待機」とのオーダーを受け、A船の右舷船尾に直角にB船船首を押しつけたところ、行あしが急激に低下して船首が時計回りに振られる状況となり、A船から、いったん、船体を離そうとして操縦ハンドルを後進に入れたことにより、急激に右回頭が始まり、平成21年1月17日08時18分ごろ、A船の右舷船尾角にB船の左舷中央部が衝突した。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし B船は、操縦ハンドルの操作を適切に行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、B船が、A船の着棧作業を行う際、B船が操縦ハンドルの操作を適切に行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	